

# 播磨國風土記の国府編集

廣岡義隆

○キーワードル時・爾時・於是・郡レベル編集・国庁編纂

## 一、はじめに

標題は「国府における『播磨國風土記』の編纂作業について考える」という意味で記している。長くなるので縮めた。

当誌前号に掲載の「異劍譚寸考―『播磨國風土記』讚容郡仲川里条の記事について」<sup>1)</sup>の注において、私は以下のように記した。

注(6) 三条西家本『播磨國風土記』は、寛政八年(一七九六)に三条西家の蔵書から発見され、その後古書肆(弘文荘)を経て天理図書館の所蔵となった本で、『播磨國風土記』の唯一の古写本。天下の孤本として国宝に指定されている卷子本であるが、冒頭の箇所が破り取られる形で失われている。また、赤穂郡からは未提出であったと見られ、赤穂一郡分が全く存在していない(秋本吉郎氏はこれを「欠落」とする)。それのみならず、未整理な箇所が多々見られ、この三条西家本『播磨國風土記』は未精撰の原稿本と見られる。秋本吉郎氏は、「稿本の状態にあったままを伝本祖として、現伝本

が承け伝へてゐるのである」(『播磨國風土記未精撰考』『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月)としている。

注(23) 飯泉健司氏(『靈劍の主張―播磨國風土記・旧聞異事の生成―』(神田典城編『風土記の表現 記録から文学へ』上代文学会研究叢書、笠間書院、二〇〇九年七月)は、郡レベルのものではなくて、当話は国庁等に保管されていた文字資料によるものとし、「文字資料を基にした国司の思惑が隠されている」とする。しかし私は、三条西家本『播磨國風土記』は各郡から国庁へ提出されたままの未精撰の稿本であると考えていると共に、文書保管の面からも郡家(郡衙)レベルの原稿本と見ており、国庁レベルによる大きな編集の手が入る前の姿を残していると考えている。

右に注記した理解について、大きく変更するものではない。即ち、左の通りである。

・『播磨國風土記』は未精撰の原稿本である。  
・当初原稿は、『出雲國風土記』同様に郡単位で編集され、国府へ提出された。  
・国庁レベルによる大きな編集の手が入る前の姿である。

右の三件についての考えは変わっていない。第二項の郡家（郡衙）レベルの編集云々について、前稿では余り言及していないが、『出雲國風土記』においては明確に郡家において素稿が編集され国府へ提出されたことが、その郡末記載から明らかとなっている。これは『出雲國風土記』のみに関わることでなく、『常陸國風土記』『豊後國風土記』『肥前國風土記』においても同様の実態と考えてよい。

例えば『豊後國風土記』においては、直入郡祢野の名号由来条、大野郡血田の名号由来条、また速見郡の郡号由来条、この各条における土蜘蛛記事はそれぞれ重複する。これらは『日本書紀』景行天皇十二年条に依拠しての執筆であるからであるが、当初から国府において執筆編纂したものであれば、統一的な書き方が可能である。しかし現実には、郡単位でそれぞれ独立して書き上げられ、しかも国府及び大宰府においては、郡で書いた内容そのものには立ち入らず、漢文上おかしき文章上の最低限の修訂に留めたものと考えられるのである。こうした郡家レベルでの当初稿の編纂は、五風土記のみならず、全ての風土記に該当するはずである。現地情報は国府よりも郡家がより詳細なデータを把握していたからである。これにより、前稿において書いた「異劍譚寸考」の原史料について、飯泉健司氏は国庁等に保管されていた文字資料によるものとするが、私が、

- ・その原史料は郡家に保管されていたもの。

と見る点においても、変更を要するものではない。

しかしながら、『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について「その文体から」の稿を執筆する中において、「余時」や「於是」という語の調査から、国庁における編集の手が『播磨國風土記』にも入っていることが髣髴として来た。実はこのことは、小野田光雄氏が「古事記の助字「尔」について」で指摘していたことであつた。国庁レベルにおける大きな編集の手が入る前の姿を残しているという点においては変更する必要が無いと考えるものであるが、全く未整理の素原稿というわけでもないということについて言及しておくのが良いと考えるに至つたので、ここに筆を執ることにした。諒解されたい。

## 二、「余時」と「於是」

「余時」（尔時・爾時）は一般に「そのとき」と訓読している。この語は話を展開して行く「つなぎ」の役目を果たす語としてある。現代語の「そして」に近い語であり、安易な接続の語として用いられている。

接続詞の発達は遅れるとされ、池上禎造氏は次のように言及する。

…上略…さういふ前後關係といふものがすつかりわかつてゐるとしても、我々現代人は「でも」とか「そして」とか言はないと何か氣がすまないやうな物足りない感じを懐くのではなからうか。

…上略…わが國の散文の歴史からいへば、漢文は母胎ではないまでも支柱であつた。したがつて初期のものには直接間接にその影響を受けてゐたらう。(以上、池上禎造氏)

接統の語の早い事例に正倉院仮名文書の甲種文書・乙種文書中の「之加毛」(甲種文書)、「之可流可由惠尔」(乙種文書)の事例があり、接続詞「しかも」「しかるがゆゑに」の使用が早くもあることに留意されて来た。瀬間正之氏は木簡中の「又」の語例などを指摘しており、これも注意してよい事例となる。

「余時」そのものについてはないが、「尔」(尔・爾)について考察した文献として、前記の小野田光雄氏、小島憲之氏「古事記の文章」、矢嶋泉氏「古事記」に於ける接続語の頻用をめぐつて、前記の瀬間正之氏などの論がある。この中、小野田氏、小島氏、瀬間氏の論中では「尔時」についての言及もある。

この「余時」(尔時)の語の用例を調べると、『出雲國風土記』に二八例、『播磨國風土記』に三二例(逸文を含めると三二例)と多用されている。一方、『肥前國風土記』には一例の使用があるが、『常陸國風土記』『豊後國風土記』では一例も使用されていない。このように、編纂物に偏りが存する語である。

この「余時」の語について『古事記』においては、下卷允恭記の割注箇所一例のみが存し、『日本書紀』や『懷風藻』では使用されていないというように、やはり偏在するのである。

「余時」については『藝文類聚』に五例があるが(『世説新語』に三例、「表」に一例、「詩」に一例)、小島憲之氏は「佛典に多い」と

指摘する。確かに、『大正藏』での検索では三九二八二件六九三〇八例もヒットする。この「余時」の「余」字については、「尔」「爾」を含んでの計数としてある。

「余時」に類する表現に「于時」「此時」「是時」があり、また「時」単独での「動詞する時」(遷る時など)や「名詞の時」(往古の時など)といった用法も少なくはないが、これらの多くは実意の語として使用されていて、接続の語としての「余時」とは同一に扱えない。一方、「ここに」の意を表わす「於是」の用法が「余時」に近いつなぎの語としてある。

「於是」の語については、『時代別国語大辞典 上代編』の「上代語概説」に、次の言及がある。

日本語には、本来接続詞の役を果たす語はない。接続のためには、文脈指示語を含んだ連語をもつてするのが上代語では普通であつた。したがつて、「故・於是」などの文字を、カレ・ココニなどと訓んでいるのであるが、その場合、指示すべき内容が漠然と拡がって、単に前文を受けて場面の転換をはかるような用法となるのも、散文にあつては当然の成り行きである。このような用法に立つカレ・ココニなどは、もはや代名詞ないしこれを含む連語とはせず、接続詞ないし接続詞的性格の語として扱わねばならない。

この「於是」の用例は、『常陸國風土記』で一〇例、『豊後國風土記』に「於茲」が四例ある。また、『肥前國風土記』には「於茲」が一例、「於此」が一例ある。『播磨國風土記』では、「於是」

が三〇例(逸文を含めると三一例)、「於此」が二例(逸文を含めると三例)ある。対して『出雲國風土記』においては「於是」の類の語例が無い<sup>17)</sup>。因みに、『出雲國風土記』においては「于時」「此時」「是時」の例も無い。このように、「於是」の語についても本によつて偏りがある。これを一覽表示すると次のようになる。

豊後	肥前	常陸	出雲	播磨	余時	
0	1	0	28	31 (32)	於是	
0	0	10	0	30 (31)	於茲	
4	1	0	0	0	於此	
0	1	0	0	2 (3)		

右の表で、『播磨國風土記』における(括弧)付けて示した数値は逸文中の用例の加算値(内数)である。

書物によつて偏りがある中で、『播磨國風土記』においては、「余時」の例と共に、「ここに」の語を示す「於是」(於此・尔)の例もほぼ均衡する数値で見られる。この用例の分布状況を検証すると以下のようになる。用例一例ごとの出現順に、その存在

する該当箇所に○印を付し、用例の少ない「於此」と「尔」(ここに)については、直接に書き込んで示した。

余時 於是 用例箇所

逸文・赤石郡「明石驛家」条

○……………「余保都比賣命」条は赤石郡記事か？

○ 逸文・属郡未詳「余保都比賣命」条

○ 逸文・属郡未詳「余保都比賣命」条

於此 逸文・属郡未詳「余保都比賣命」条

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*

○…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*…………… \*



○ ○		神前郡	多駝里名号条
○ ○		神前郡	糴岡条
	* — *	* — *	* — *
		託賀郡	荒田名号条
○ ○		託賀郡	都太岐名号条
○ ○		託賀郡	都太岐名号条
	* — *	* — *	* — *
○ ○		賀毛郡	伎須美野名号条
○ ○		賀毛郡	玉野村二皇子条
○ ○		賀毛郡	玉野村二皇子条
		賀毛郡	小目野名号条
○ ○		賀毛郡	小目野名号条
○ ○		賀毛郡	雲潤里名号条
○ ○		賀毛郡	河内里敷草由来条
○ ○		賀毛郡	河内里敷草由来条
	* — *	* — *	* — *
○ ○		美囊郡	志深里名号条
○ ○		美囊郡	志深里名号条
		美囊郡	志深里名号条
	* — *	* — *	* — *

右によると、神前郡の例のように、「於是」(於此・尔)の例が見られない郡も存在するが、他は全郡と言つてよいほどまでに、

「尔時」と「於是」(於此・尔)の例がほぼ均一に見られるのである。なお右では、印南郡を立てない新編日本古典文学全集の見解に従っているが、印南郡を立てて見る場合には、賀古郡未の「南毗都麻条」が印南郡ということになり、やはり全郡において例が見られることになる。

前記の小野田光雄氏の論は、「尔時」ではない「尔」についてであり、『古事記』の文章についてはあるが、次の指摘をしている。引用箇所については『播磨國風土記』という書名の呼称のみが異なるだけであり、当初原稿と所収書は同一であるが、所収書により、そのママの表現によつて、引用する。

(1)、(2)の(ロ)の1に挙げた二五四例の「尔」は「於是」の下位に属して文脈進展に參與する承上の詞としての用法を原則とする。

(2)、かゝる用法は、支那に於いても見られない古事記特異のもので、唯播磨國風土記に非常に近い用法が見られるだけである。

(3)、古事記と播磨國風土記のかゝる特質は、両者の關係を暗示するものと思う。

この「於是」で総括される文章中の下位単位に「故」や「爾」が位置するということを、小野田光雄氏は入れ子型の図示で説明していて、なるほど『古事記』においてはそういう文構造になっていることかと理解できるが、『播磨國風土記』においては、そうした『古事記』の文章展開がそのまま該当するものではない。

い。右に示したように、神前郡の「於是」が無い事例もある。小野田光雄氏の指摘は念頭に置いて良いが、そのまま『播磨國風土記』に該当するものではないことを確認するために、数値で示すのではなく、出現順に一覧化して一々掲出した。

次に具体例を挙げて見てみよう。比較的用例が集中する賀古郡の「比礼墓条」を取り上げる。×マークは文字が存在しないことを示し、校訂箇所には校訂字を「」で括って右傍に示した。

此岡有<sub>二</sub>比礼墓<sub>一</sub>。(坐神、大御津齒命子、伊波都比古命)。  
所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>号<sub>二</sub>褶墓<sub>一</sub>者、昔大帶日子命、詠<sub>二</sub>印南別嬢<sub>一</sub>之。御佩刀  
之八咫劔之、上結<sub>二</sub>八咫勾<sub>一</sub>××、下結<sub>二</sub>麻布都鏡<sub>一</sub>。時、  
賀毛郡山直等始祖、息長命(一名伊志治)為<sub>レ</sub>媒而、詠下行  
之。時、到<sub>二</sub>攝津国、高瀬之濟<sub>一</sub>、請<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>度<sub>二</sub>此河<sub>一</sub>。度子紀伊  
国人小玉申曰、「我爲<sub>二</sub>天皇贄人<sub>一</sub>否。」尔時<sub>レ</sub>勅云、「朕公  
雖<sub>レ</sub>然猶度。」度子對曰、「遂<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>度者宜<sub>レ</sub>賜<sub>レ</sub>度實。」於是、  
即取<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>道行儲<sub>一</sub>之弟纒<sub>上</sub>、投<sub>二</sub>入舟中<sub>一</sub>、則纒光明、炳然  
滿<sub>レ</sub>舟。度子得<sub>レ</sub>質、乃度之。故、云<sub>二</sub>朕君濟<sub>一</sub>。遂到<sub>二</sub>赤名郡  
廝御井<sub>一</sub>、供<sub>二</sub>進御食<sub>一</sub>。故、曰<sub>二</sub>廝御井<sub>一</sub>。尔時<sub>レ</sub>印南別嬢、聞  
而驚畏之、即遁<sub>レ</sub>度、於南毗都麻嶋。於是<sub>レ</sub>天皇、乃到<sub>二</sub>賀古松  
原<sub>一</sub>、而覓訪之。於是<sub>レ</sub>白犬、向<sub>二</sub>海長嘯<sub>一</sub>。天皇問云、「是誰  
犬乎」。須受<sub>二</sub>武良首對曰<sub>一</sub>、「是別嬢所<sub>レ</sub>養之犬也」。天皇勅云、  
「好告哉」。故号<sub>二</sub>告首<sub>一</sub>。乃、天皇知<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>於此少嶋<sub>一</sub>。即、  
欲<sub>レ</sub>度到<sub>二</sub>阿閉津<sub>一</sub>、供<sub>二</sub>進御食<sub>一</sub>。故、号<sub>二</sub>阿閉村<sub>一</sub>。又捕<sub>二</sub>江

魚、為<sub>二</sub>御坏物<sub>一</sub>。故、号<sub>二</sub>御坏江<sub>一</sub>。又、乘<sub>レ</sub>舟之處、以<sub>レ</sub>楫  
作<sub>二</sub>榭津<sub>一</sub>。遂度相遇、勅云「此嶋隱愛妻」。仍号<sub>二</sub>南毗都麻<sub>一</sub>。  
於是<sub>レ</sub>御舟与<sub>二</sub>別嬢舟<sub>一</sub>同編。合而楯杪杪伊志治。尔名、  
号<sub>二</sub>大中伊志治<sub>一</sub>。還到<sub>二</sub>迎印南六繼村<sub>一</sub>、始成<sub>二</sub>密事<sub>一</sub>。故、  
曰<sub>二</sub>六繼村<sub>一</sub>。勅云、「此處浪響鳥聲甚譁」。南、遷<sub>二</sub>於高宮<sub>一</sub>。  
故、曰<sub>二</sub>高宮村<sub>一</sub>。是時、造<sub>二</sub>酒殿之處<sub>一</sub>、即、号<sub>二</sub>酒屋村<sub>一</sub>。  
造<sub>二</sub>贄殿之處<sub>一</sub>、即、号<sub>二</sub>贄田村<sub>一</sub>。造<sub>二</sub>宮之處<sub>一</sub>、即号<sub>二</sub>館村<sub>一</sub>。又  
遷<sub>二</sub>於城宮田村<sub>一</sub>、仍、始成<sub>レ</sub>昏也。以後別嬢掃<sub>レ</sub>床仕奉、出  
雲臣比須良比賣、給<sub>二</sub>於息長命<sub>一</sub>。墓有<sub>二</sub>賀古驛西<sub>一</sub>。有<sub>レ</sub>手別  
嬢、葬<sub>二</sub>於此宮<sub>一</sub>。即、作<sub>二</sub>墓於日岡<sub>一</sub>而葬之。擧<sub>二</sub>其尸<sub>一</sub>度<sub>二</sub>印  
南川<sub>一</sub>之時、大飄自<sub>二</sub>川下<sub>一</sub>來、纏<sub>二</sub>入其戸<sub>一</sub>於川中。求<sub>レ</sub>南不  
得、但得<sub>二</sub>匣与<sub>レ</sub>褶<sub>一</sub>。即、以<sub>二</sub>此二物<sub>一</sub>、葬<sub>二</sub>於其墓<sub>一</sub>。故号<sub>二</sub>褶  
墓<sub>一</sub>。於是<sub>レ</sub>天皇、戀悲誓云、「不<sub>レ</sub>食<sub>二</sub>此川之物<sub>一</sub>」。由<sub>レ</sub>此其川  
年魚、不<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>御贄<sub>一</sub>。後得<sub>二</sub>御病<sub>一</sub>、勅云<sub>レ</sub>者、「藥也」。即、  
造<sub>二</sub>宮於賀古松原<sub>一</sub>而遷。或人於<sub>レ</sub>此堀<sub>二</sub>出冷水<sub>一</sub>。故曰<sub>二</sub>松原  
御井<sub>一</sub>。(三条西家本、三〇三二行)

此の岡に比礼墓有り。(坐す神は、大御津齒命の子、伊波  
都比古命也。褶墓と号くる所以は、昔大帶日子命、印  
南別嬢を詠ひたまふ。御佩刀の八咫劔の上結に八咫勾玉  
を繫く、下結に麻布都鏡を繫く。時に、賀毛郡の山直  
等が始祖、息長命(一名は伊志治)を媒と為て、詠ひ下り  
行でます。時に、攝津国の高瀬の濟に到りまして、此の河

を度らむと請ひたまふ。度子紀伊国の人小玉申曰さく、「我、天皇の贅人にありや否や」とまをしき。〔**尔時勅云ひ**〕

「朕公、然はあれども猶し度せ」とのりたまひき。度子対へて曰さく、「遂に度らむと欲はば、度の質を賜ふべし」とまをしき。〔**ここに**〕、即ち道行の儲と為せる弟纒を取り

て、舟の中に投げ入れたまへば、則ち纒の光明、炳然きて舟に満ちてあり。度子質を得て、乃ち度しまつりき。故、朕君濟と云ふ。遂に赤石郡の廝御井に到り、御食を供進

りき。故、廝御井と曰ふ。〔**尔時印南別嬢**、聞きて驚き畏み、即ち南毘都麻島に逃げ度りき。〔**ここに**〕天皇、乃ち賀古松原に到り、覓ぎ訪ひたまふ。〔**ここに**〕百き犬、海に向

きて長く吠えき。天皇問云ひて、「是は誰が犬ぞ」とはしめたまひき。須受武良首対へて曰さく、「是は別嬢の養へる犬ぞ」とまをしき。天皇勅して云りたまひしく、「好く告げつるかも」とのりたまふ。故告首と号く。乃ち、天皇此の少さき島に在すことを知りたまふ。即ち、度らむと

して阿閉津に到り、御食を供進りき。故、阿閉村と号く。又江の魚を捕へて、御坏物と為したまふ。故、御坏江と号く。又、舟に乗りたまふ処は、楛を以ちて樹津と作したま

ふ。遂に度りて相遇ひたまひ、勅して云りたまひしく「此の島の隠妻はも」とのりたまふ。仍りて南毘都麻と号けたまひき。〔**ここに**〕御舟と別嬢の舟とともに編みき。合は

せて袂を掘抄れるは伊志治なり。〔**余に**〕名を大中の伊志治

と号けき。選印南の六繼村に到りて、始めて密事を成したまひき。故、六繼村と曰ふ。勅して云はく、「此処の浪の響と鳥の声甚詳し」とのりたまふ。南のかた、高宮に

遷りたまふ。故、高宮村と曰ふ。是の時、酒殿を造りし処を、即ち、酒屋村と号く。贅殿を造りし処を、即ち、贅田村と号く。宮を造りし処を、即ち、館村と号く。又城を

宮田村に遷し、仍りて、始めて昏を成したまひき。以後別嬢の床を掃ひて仕へ奉れる、出雲臣比須良比売を、息長命に給ひき。墓は賀古駒の西に有り。年有りて別嬢、此

の宮に薨りたまひき。即ち、墓を日岡に作りて葬りまつる。其の屍を川中に纏ぎ入れき。南を求けども得ずして、但

匣と褶とのみ得つ。即ち、此の二つの物を以ちて、其の墓に葬りき。故稽墓と号けき。〔**ここに**〕天皇、恋ひ悲しみ誓ひて云はく、「此の川の物を食はじ」とのりたまふ。此に由り

て其の川の年魚をば、御贄に進ららず。後に得御病みたまひ、勅して者に云りたまはく、「葉はも」とかたりたまふ。即ち、宮を賀古松原に造りて遷りましき。或人此に、冷水を

掘り出しき。故松原御井と曰ふ。

「そのとき」〔**余時**〕「ここに」〔於是・於此・余〕の語を〔**囲み**〕でマークして示し、近似語の「ときに」〔時〕を〔**破線**〕で示した。これらは意味展開上、存在しなくても説話展開は可能である。



無いよりは、綴文上、存在する方が落ち着き、スムーズな展開になることは確かである。ただし、「於此」(ここに)とあつても、右掲出条の末尾に出る「於此堀出冷水」(此に冷水を掘り出しき)の「ここに」は、位置指定の意味で使用されており、目下の用例に該当しない。

### 三、おわりに

右の賀古郡の「比礼墓」条のみに「尔時」(尔時)や「於是」(於此・尔)が出現するのであれば、説話展開に伴う語として認定出来るのであるが、これが縦覧したように全郡全篇に互つて平均的に出現するところから、国庁レベルでの手によるものであると位置付けることになる。それらの例は、全例に該当するものではないが、「尔時勅云」「於是天皇」「於是白犬」「於是御舟」「尔名」「於是天皇」など、文字数を整えるために措置している<sup>①</sup>と見られる例も少なからず存在する。

「尔」(尔・爾)に関する論考として、当論冒頭に小野田光雄氏・小島憲之氏・矢嶋泉氏・瀬間正之氏の論を引いたが、それらの論考はより多くの先行研究を挙げている。それらの論が指摘する点と、当論で取り上げた「尔時」「於是」とは共通する論点が少なくない。

当稿は、郡から提出された風土記原案稿について国庁レベルで文章上整える作業がなされていたということを指摘した。誤

字の類があればそれも修訂されたに違いない。『出雲國風土記』においては、郡から提出された原案稿が再編され大きく再編集されているというものを具体的に示したことがあるが、『播磨國風土記』においては、先に示した『豊後國風土記』同様に、郡提出の原案稿に大きな編集上の手は入れられていない。このことは未整理不統一な箇所があり、誰にも一目瞭然のことであり、秋本吉郎氏が「稿本の様態にあつたままを伝本祖として、現伝本が承け伝へてゐる」としている通りである。

#### 【注】

- (1) 廣岡義隆「異劍譚考」『播磨國風土記』讀容郡仲川里条の記事について(三重大学日本語学文学)二四号、二〇一三年六月。
- (2) 廣岡義隆「出雲國風土記」仁多郡三澤郷条について―その文体から―(『上代文学』一一二号、二〇一四年四月)。
- (3) 小野田光雄氏「古事記の助字「尔」について」(『古事記年報』二号、一九五五年一月、同氏「古事記釋日本紀風土記ノ文献學的研究」所収)。
- (4) 池上禎造氏「中古文と接續詞」(『國語・國文』一五卷一、二号、一九四七年二月)。
- (5) 正倉院假名文書は『南京遣文』(佐佐木信綱、一九二二年一〇月)に「萬葉假名文文書、甲」(天平寶字六年以前)・「萬葉假名文文書、乙」(天平寶字頃か)として収められ、また「正倉院古文書影印集成」十三(八木書店、二〇〇〇年一月、二六九―二七一頁)にも収められている。正倉院文書統修別集第四八巻であり、甲種文書・乙種文書共に「大日本古文书」には未収である。甲種文書(第十紙)の裏は天平寶字六年正月卅日などの日付がある石山寺に關する文書三通の下書(『大日本古文书』五は「造石山寺所公文案」の名で所収)、乙種文書(第十一紙)の裏はほぼ同年代頃の「常食料下充帳」(『大日本古文书』五は「造石山寺所食物

- 用帳」の名で所収)である。この石山寺関係裏文書は『正倉院古文書影印集成』十四(統修別集裏)に収められている。これにより、仮名文書(甲)の年代が天平寶字六年以前であることが判明する。
- (6) 『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂、一九六七年二月)の「上代語概説」の第五章「文章」(五七頁)で、接続詞としてこの「尺牘二通」の「之加毛」「之可流可由惠尔」「之可毛」を取り上げ言及している。
- (7) 瀬間正之氏「古事記「爾」再論」(西宮二民氏編『上代語と表記』おうふう、二〇〇〇年一〇月、所収)。
- (8) 小野田光雄氏、当稿注(6)。
- (9) 小島憲之氏「古事記の文章」(『古事記大成』第三卷、言語文字篇一九五七年二月、同氏「上代日本文學と中國文學」上、所収)。
- (10) 矢嶋泉氏「古事記」に於ける接続語の頻用をめぐって(『上代文學』六八号、一九九二年四月、同氏「古事記の文字世界」所収)。
- (11) 瀬間正之氏、当稿注(7)。
- (12) 『藝文類聚』の検索は東京大学齋藤希史氏研究室データベース「藝文類聚索引」([http://friday.c.u-tokyo.ac.jp/ywjl\\_UJF8.html](http://friday.c.u-tokyo.ac.jp/ywjl_UJF8.html))を活用した。
- (13) 小島憲之氏、当稿注(9)の所収書、上二四九頁。
- (14) 『大正蔵』は「大正新脩大蔵経」の略称。検索はテキストデータベース(<http://21zak.ln.tokyo.ac.jp/SAT/data/base.html>)を活用した。
- (15) 『時代別国語大辞典 上代編』(当稿注6)「上代語概説」第三章「文法」の「三 品詞各論(上)」(二七頁)。
- (16) 逸文「般若岑」には「於是」の一例があるが、これは乙類の『筑紫風土記』であり、『肥前國風土記』とは別の本になる。
- (17) 『出雲國風土記』嶋根郡「朝酌促戸」条の「於鳥被捕(鳥に捕はる)の本文「於鳥」を「於是」と見る本がある。しかし細川家本にも倉野本にも「於鳥」とある。「鳥」字が「烏」字になるのは写本に往々見られる現象であり、飛び跳ねて乾物となった魚が鳥に食べられるということを言っている。「於是」の唯一例を作ることは無い。
- (18) 植垣節也氏『風土記』新編日本古典文学全集5(小学館、一九九七年一〇月)による。賀古郡「印南浦」条に植垣節也氏は頭注して次のように指摘している。「ここは印南の郡の冒頭と解されてきたが、風土記編述当時に印南の郡が存在した証はない。印南の郡の文献初出は天平十九年(七四七)の『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』である。…中略…印南の郡制施行は風土記編述よりも後で、当時は賀古の郡の一部であったと推定される。」(二五頁、頭注一〇)。
- (19) 小野田光雄氏、当稿注(3)。
- (20) 廣岡義隆「佐太大神条をめぐって―『出雲國風土記』の成書過程の一考察―」(大阪大学「語文」一〇〇・一〇一輯合併号、二〇一三年一二月)。
- (21) 秋本吉郎氏「播磨國風土記未精撰考」(『風土記の研究』ミネルヴァ書房、一九六三年一〇月)。当稿冒頭の「はじめに」で引いたところである。

付記 なお当稿と並行して注(2)に示した『出雲國風土記』仁多郡三澤郷条について「その文体から」を執筆した。問題意識が通底している。参照されたい。

〔ひろおか よしたか 本学元教員〕